

寺子屋つばめ（放課後子ども教室）の概要

実施主体	寺子屋つばめ
活動場所	柘植地区市民センター ほか
活動日・時間	毎週金曜日（下校～１８時３０分） 長期休業日の金曜日（９時～１６時）
活動内容等	宿題、工作、外遊び、様々な教室、誕生日会
受け入れ児童予定数	２０人
サポーター予定数	※９人 ※今後、保護者や地域から希望者を新たに募集する予定
コーディネーター予定数	２名（平野麻衣さん、丸柱真優佳さん）
運営主体	寺子屋つばめ運営委員会 会長 平野麻衣さん
開設予定年月日	令和６年４月１日

【運営予定者から 丸柱さん】

遊んだり、学んだり、おしゃべりしたり、何もせずぼーっとしたり・・・
誰でも気軽に来られる居場所があったらいいなあとつばめ放課後子ども教室を予定
しています。

地域の中で、子どもたちを中心に皆が集まれる居場所を目指して、楽しんで運営して
いきたいと考えています。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

保護者へのアンケート結果（柘植小学校及び柘植保育園）

※回答期間 令和５年１１月７日～１２月８日

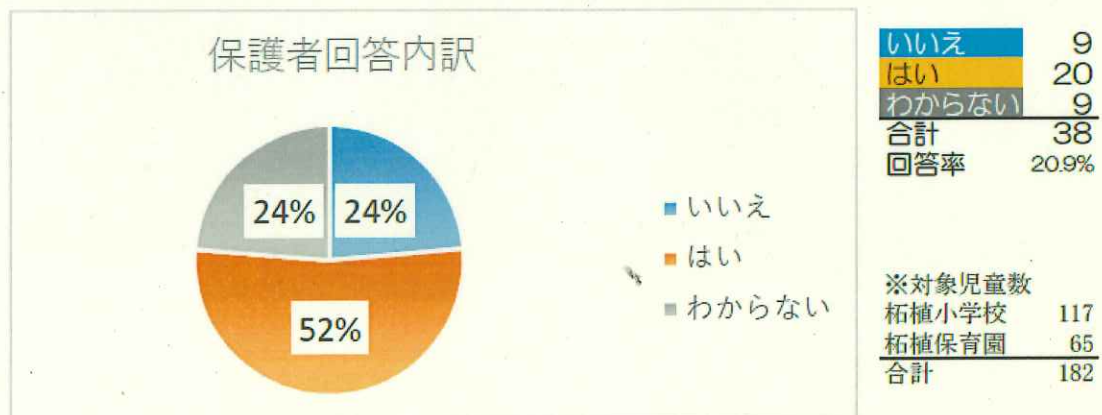
Q1.現在、お子さんは何年生又は何歳児クラスですか？

柘植小学校：６年生、５年生、４年生、３年生、２年生、１年生

柘植保育園：５歳児クラス（年長組）、４歳児クラス（年中組）、３歳児クラス（年少組以下）

Q2.寺子屋つばめ（放課後子ども教室）の利用を希望しますか？

はい、いいえ、わからない



※回答した保護者に複数の児童がいる場合は、それぞれの児童につき、「はい」、「いいえ」、「わからない」の回答内容ごとに1件としてカウントしています。

寺子屋つばめ 運営委員会役員

2023.12.28 現在

会長 平野麻衣

副会長 白石瞳 宮田綾乃

会計 勝田みほ

コーディネーター 平野麻衣

丸柱真優佳

教育支援サポーター 芝川由希 宮田綾乃 白石瞳 徳永紀江 勝田みほ
浜田不二子 天王花望 平野麻衣 丸柱真優佳

寺子屋つばめ 運営委員会規約

(運営委員会の趣旨)

第1条 放課後や長期休暇等に地域の施設等を利用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するために放課後子ども教室(名称を寺子屋つばめとする)を組織し、運営に必要な事項を定めるものとする。

(名称及び事務局)

第2条 当寺子屋つばめ運営委員会は、寺子屋つばめ子ども教室運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称し、事務局をコーディネーター自宅に置く。

(目的)

第3条 運営委員会は、子どもの安全で健やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組の充実を推進するよう努めることとする。

(事業)

第4条 運営委員会の事業は、前条の目的を達成する為に、寺子屋つばめ運営管理委託契約書に基づき、運営することとする。

2 寺子屋つばめにおいては、次の活動等を行う。

- (1) 健康的で安全な環境を整え、児童の所在確認と健全な遊び方の指導
- (2) 学校及び保護者からの連絡事項の確認
- (3) 緊急時における保護者への連絡及び対応
- (4) その他、児童の健全育成上必要な活動

(運営委員会の構成及び役員)

第5条 運営委員会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計1名、コーディネーター2名
教育活動サポーターで構成する。

2 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、運営委員会を代表し会務を統括すると共に、必要に応じて会議を主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、予算に基づく一切の会計事務を行う。
- (4) コーディネーターは、学校や関係機関との連絡調整、教育活動サポーター等の協力者の確保、登録、配置、活動プログラムの策定等を実施する。
- (5) 会長、副会長、会計、コーディネーターの兼務は可能とする。

(会議)

第6条 運営委員会は年1回以上、会長が必要に応じ召集し、最高意思決定機関とする。

2 運営委員会の議決は、出席者の過半数の合意によるものとする。

3 運営委員会に付議しなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 規約改廃に関する事項
- (2) 予算ならびに決算に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 役員選出に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(寺子屋つばめの活動場所)

第7条 寺子屋つばめの主たる活動場所は、柘植地区市民センターとする。

(実施日時)

第8条 寺子屋つばめの実施日は、原則として週一回とする。時間は、平日は児童の下校時間から午後6時半までの間とし、学校休業日、長期休業中は午前9時から午後5時までの間とする。ただし、日時については会場の使用可能状況や学校の行事予定などもみながら、柔軟に対応する。

(参加児童)

第9条 寺子屋つばめに登録できる児童の居住地は問わない。

(教育活動サポーター)

第10条 教育活動サポーターは運営委員会が委嘱する。

- 2 教育活動サポーターは、運営委員会の指示を受け、放課後子ども教室の活動を行う。
- 3 教育活動サポーターは、小学校及び保護者との連絡を密接に取り、協力し情報を収集し児童の安全確保に努める。

(諸経費)

第11条 伊賀市からの委託料により、教育活動サポーターは活動を行う。その他必要に応じ、参加児童の保護者から徴収する。

(団体保険)

第12条 参加児童はすべて団体保険に加入し、保険料は保護者から徴収する。
教育活動サポーター等も保険に加入し、保険料は運営委員会予算で負担する。

(保護者の義務)

第13条 登録児童の保護者は、次の事を守るものとする。

- (1) 運営委員会及び教育活動サポーターの指示に従う
- (2) 寺子屋つばめの活動に必要な業務を分担する。
- (3) 必ず利用の有無等必要事項を、事前に連絡する。
- (4) 退会（休会）時には、運営委員会へ事前に連絡をする。

(その他)

第14条 この規約において定めるもののほか必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

この規約は、令和6年4月1日から実施する。

寺子屋つばめ 安全管理マニュアル

I. 事故防止マニュアル

< 1 > 施設内外事故防止と事故発生への対応

- ① 開催場所の使用時に気を付ける事柄や決まり事などを開催場所の責任者等に聞きながら把握します。
- ② 児童と決まり事を確認していきます。
- ③ 緊急時に対応できるよう、応急処置法についての書籍は常備し、救急箱を設置します。
- ④ 事故防止のために、次の諸点に留意します。
 - ・ 開催場所に危険物を置かないこと
 - ・ 日頃から危険な事、危険な場所は児童と確認し、注意喚起を行うこと
 - ・ 一人ひとりの児童を深く理解し、行動を予測すること
 - ・ 児童の様子や変化をスタッフ間で共有すること

万一事故等が発生した場合は、以下の手順を参考にしながらも柔軟に、可能な限り正確な情報を収集して職員間で共有し、役割分担に基づいて迅速に対応します。

《事故発生》

- ① 応急処置を行い、保護者(開催場所の責任者がいる場合はその者にも)第1報を行う。
(場合により救急要請を行う)
- ② 医療機関を受診(親に迎えに来てもらう or タクシー or 緊急の際はスタッフの送迎で行く)
 - ・ 医療機関に受診可能か連絡する。
 - ・ 医療機関に行くときには保護者に確認の上、医療機関を受診する。また、かかりつけ医の確認をする。

最寄りの医療機関

紀平医院	0595-45-5470	柘植町 2033-2
まちしクリニック	0595-45-7788	下柘植 1092
おおすみ整形外科	0595-45-1200	柏野西沖 600-1

- ③ 児童及び保護者へ説明します。
スタッフは、児童及び保護者へ必要に応じて、事故発生の状況を下記に沿って説明します

説明する際には、1 客観的な事実経過と職員の対応 2 児童の様子 3 再発防止に向けた取り組み を伝えることを心がけます。

< 2 > おやつ・食事提供時の事故防止と対応

- ① 食器、調理器具等の衛生管理・消毒を十分行います。
- ② 手作りおやつ、食事作りの場合は十分加熱調理し、2 時間以内をめどに食べます。
- ③ 市販の食品は、検品作業を適切に行い、消費期限・賞味期限を厳守します。
- ④ おやつ及び食事提供前は、児童に手洗い・うがいを徹底し衛生管理に努めます。
- ⑤ 食物アレルギーを持つ児童に対しては、個別に聞き取り調査を行い、アレルギー対応の除去食を把握し、事故の防止に努めます。
- ⑥ アナフィラキシーショック症状が発生した場合は、直ちに救急要請を行い、児童がエピペンを持している場合は、緊急避難行為として保護者に確認の上、エピペンを代理使用します。

その後・・・

- ⑦ 症状を把握し応急処置を行い、必要があれば救急要請を行い、保護者へ連絡します。
- ⑧ 保護者には事実経過と児童の状況を伝えます。
- ⑨ 食品を保全します。

< 3 > 感染症予防及び感染症対策

- ① 日頃より学校・行政と連絡を取り、情報を交換します。
- ② 手洗いの励行など児童の健康維持に留意します。
- ③ インフルエンザ等による学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の場合、該当のクラスの児童は、感染症の蔓延防止のため利用できません。利用できる児童の範囲については、その都度状況を鑑み決定する。

II. 防犯マニュアル

< 1 > 登室・帰室の安全確保

- ① スタッフは、下校時に柘植小学校まで迎えにいきます。他の地域から参加する児童については保護者の送迎を基本とします。
- ② 「見知らぬ人からの声かけや誘い にはのらない」などを児童に呼びかけます。
- ③ 危険を感じたら、すぐにその場から逃げ、近くの「子ども 110 番の家」や大人、民家、商店などに助けを求めるよう児童に呼びかけます。
- ④ 児童の安全確保のために保護者のお迎えを基本とします。
- ⑤ スタッフが把握していない(事前に聞いていない)方がお迎えに来た場合は、保護者に連絡します。

< 2 > 不審者侵入への対応

不審者侵入の防止

① 開催場所の安全確認

死角となる場所や、スタッフの目が届きにくい場所を確認し、それらをできる限り解消するように努めます。敷地内外の見回り、普段使用していない場所の施錠、施設の出入り口の安全確認を行い、破損などがあれば施設管理者に連絡します。

② 地域及び関係機関との連携体制

不審者に対しては、地域や保護者の協力、関係機関の協力、警察や消防等の関係機関と連携して対応します

③ 不審者と遭遇した場合を想定した対応

スタッフ間で、不審者が侵入した場合に「どのように行動すればよいか」「どんな危険があるのか」といった事を周知し、安全な避難経路の確認や避難時の下記注意事項の確認を行います。

～児童に伝える事柄～

- ア 不審者を見かけたらスタッフへ知らせる。
- イ 大人が近くにいない場合は、不審者から遠ざかる。
- ウ 付近にいる友達にも近くに不審者がいる事を知らせる。
- エ 逃げる途中で出会った大人に不審者がいた事を知らせる。

④ 不審者情報が入った場合の対応

警察等からの情報収集を継続して行います。学校や開催場所とも連携し、外には出ないなど、児童の安全を確保するための対応をします。また、状況によって、保護者に連絡し、児童のお迎えを依頼します。保護者不在の児童は、安全が確認されるまで施設に留め置く等の対応をします。

不審者侵入が起こった場合の対応

① 児童の安全確保

万一不審者が施設内に侵入した場合は、児童の安全を最優先に考えて対応する事がスタッフの責務です。児童を避難させるか待機させるか等、状況を冷静に判断し適切な指示を出さなければなりません。そのため、不審者に関する情報をできるだけ多く収集し、判断の指針にします。

② 具体的対応

スタッフは、不審者への応対の中で言動や行動を観察し、「スタッフだけで対応できる場

合」「関係機関への協力を依頼する場合」「関係機関が対応する場合」などを判断して、行動目標を設定します。

ア 不審者が危害を加える恐れがある場合

スタッフは、不審者を落ち着かせるよう努力し、児童の安全を確保し、次の危険回避策を講じます。危険があると判断した場合は、他のスタッフの応援を得ながら児童に避難を指示し、できる限り危険の少ない方向へ誘導します。また、警察及び記載場所の責任者へ速やかに連絡します。

イ 不審者が凶器を所持していた場合

凶器の所持が疑われる場合については、児童の避難誘導を最優先に行動し、安全が確保される場所への避難を指示します。また、警察へ通報し警察官が現場へ到着するまでは、できるだけ刺激しないように慎重に行動します。ただしスタッフが身の危険を感じた場合は、無理せず避難する事も考え行動します。

不審者侵入事案発生後の対応

不審者侵入事案発生から警察の聞き取り調査等が終了し、総てが終結するまで責任を持って対応します。

児童及び保護者への説明や必要に応じて地域住民への説明も行います。また、事故を検証し再発防止に向けた取り組みを行います。同時に専門職とともに児童への心理的なケアも行います。

Ⅲ防災マニュアル

・台風又は大雪の場合

情報の収集

- ① スタッフは、台風や大雪に伴う、各小学校の対応について情報を収集し、対応を協議・判断します。

寺子屋休室の対応

- ① 台風の強風や降雨による浸水、大雪などにより、開催場所の安全が確保できない場合、公共交通機関が麻痺するほどの状態で登室の安全が確保できない場合などは、スタッフの判断により、臨時休室となる場合があります。

・竜巻・突風の場合

- ① 大気が不安定な状況の際には、インターネット、ラジオ等により最新の気象情報を入手します。
- ② 竜巻注意情報の発表や発達した積乱雲が近付くなど、竜巻（突風）発生の恐れがあると

判断した場合には、屋外での活動を中止し、室内に避難し、児童保護を最優先として適切な指示を行います。

- 屋内にいる場合 ・ 窓やカーテン、ドア等を閉め、窓から離れる。
- 屋外にいる場合 ・ 頑丈な構造物の物陰に入って、身を小さくするように対応する。

・地震の場合

地震に備えて行う対応

- ① 地震に備えて施設環境を整備します。 ・ 施設内外の整理整頓をします。(重いもの、高い場所、危険物) ・ 火気使用設備器具の転倒、落下防止措置をします。
- ② 速やかに避難できるような体制を整えます。 ・ 避難経路となるべき場所に不要物などの障害物を置かないようにします。

地震が起こった時の対応

(1)基本的な地震に対する行動をとる

- ・ 人身の安全を優先する 強い揺れが起きた時は、頭部を中心に身体を守り、受傷の危険を回避する事に努めます。
- ・ スタッフは自らの安全を確保すると同時に、児童に対して適切な言葉をかけ、誘導します。揺れが収まってきたら、児童およびスタッフの安否を確認します。

(2) 重傷（重症）者等への対応

- ・ 重傷（重症）者がいる場合には、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。

(3) 屋内外点検

- ・ 強い揺れが収まってきたら、建物の損傷度合、落下・転倒した物品、ガラス片の散乱状況を確認した上で、避難経路を確保します。
- ・ ガスの元栓を閉め、ガス漏れがあった場合は、電気ブレーカーを切ります。
- ・ 火災が発生した場合は、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(4) 避難に係る判断基準

区 分	避難を要する事態	必要に応じ避難
判断材料	○ 施設が倒壊する危険がある ○ 施設内で火災が発生してその他施設内にとどまることが危険である ○ 落下や転倒する危険物が多く、受傷する恐れがある ○ 近隣の建物の倒壊や延焼等の	○ 施設内外の被害が少なく、施設建物の耐震性に不安がない ○ 施設内に火の気がない ○ 近隣の建物の倒壊又は火災の延焼が認められない。

	危険性がある ○初期消火では対応できない。	
--	--------------------------	--

その他

- ・主な開催場所である柘植地区市民センター責任者並びに職員と普段から連携を取り、非常時にも協力して参加者の安全確保ができるようにする。
- ・年1回防災訓練を児童も含めて行う。
- ・他に追記が必要な項目が出てきたら会長・副会長・コーディネーターで話し合い検討し本マニュアルを更新します。

連携先の連絡先

伊賀市生涯学習課	0595-22-9637
柘植地区市民センター	0595-45-8800
柘植小学校	0595-45-2004

以上

このマニュアルは2024(令和6年)4月1日より実施する。

実施する事業	実施する事業	実施する事業
伊賀市生涯学習課	伊賀市生涯学習課	伊賀市生涯学習課
柘植地区市民センター	柘植地区市民センター	柘植地区市民センター
柘植小学校	柘植小学校	柘植小学校

●●●●● てんにちは！寺子屋つばめです ●●●●●

寺子屋
つばめ
って？

地域食堂を運営しているつばめカフェ
がはじめた放課後の居場所です。どこの地域
に住んでいても、だれでも参加できます。
利用料は100円程度（内容により異なります）

遊んだり、勉強したり、おしゃべりしたり
何もしなくてもOK！

みんながほっとできる場所を
目指しています。



何をするの？

いつ、どこで
あるの？

金曜日(開催日は公式ラインやインスタグラムでして
ください)に、柘植地区市民センターで行っていま
す。柘植小学校へは下校時間に合わせてスタッフが
迎えに行きます。

帰りは18:30(日による)までに
家族に迎えにきてもらってね★

夕食会をしている時もあるよ★

月2～3回
夕食会をしています。
裏面をみてね！

みんなでつくっていく居場所です

寺子屋つばめは【何かしてもら
う】場所ではなく、みんなで考
えてつくっていく居場所です。
中高生もどうぞ来てね♪

申し込み

メールor公式ラインへ
お名前、学年(年齢)をお知
らせください。連絡先は、
裏面をみてね！

2024.4月からは

市の事業である、放課後子ども教室
として寺子屋つばめを開催していきま
す。よりみんなでのしめる企画を考
えていきたいと思っています。ご参
加・ご協力よろしくお願いします。

参加者の声

- ・ 家へ帰るとなかなかお友達と遊べないけど、沢山のお友達と遊べるから楽しい
- ・ 工作したり出来る・おやつも何が出るか楽しみ
- ・ みんなで夜ご飯食べれるのも楽しい
- ・ 寺子屋は、みんなで宿題をしたりお友達と沢山遊べるところ、寺子屋スタッフさん
に、今まで知らなかった遊びを教えてもらえるところが楽しいです◎